

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 環境保全課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月28日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（4）継続的事業において十分な効果が得られていないリスク</p> <p>① 天津環境交流事業について</p> <p>国際交流の促進のため、友好都市天津市の環境保全に係る課題解決の一助とするため現地セミナーや天津市からの研修生の受入れを企画運営する事業を実施している。この事業のうち受入れ研修にあっては1993年から、現地セミナーにあっては2001年から実施しており、この20年以上の間で中国と我が国との関係が変化している中で、この事業の更なる発展のため、これまでの事業の効果について検証すること。また、この事業の報告書には、今回の事業を終えての所感、すなわち事業成果を今後、どのように本市の施策、事業に反映させていくかなどの記録が少ないように思われる。この事業を通じて国際貢献を果たしたことが分かるよう、事業報告書には成果に関する事項を記録すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>天津市の環境行政関係者が、本市の発展の過程で培ってきた環境保全技術や管理手法等をはじめとした地方自治体等の取り組みや環境技術についての知見を得ることにより、天津市における課題解決に役立てることができている。成果の具体として、排煙脱硫装置や水質浄化装置等の公害防止技術の修得のほか、環境規制や環境影響評価のシステム、環境技術の活用に対する考え方等ソフト面への貢献である。日本の土壤汚染対策法の講義を通じて、天津市でも土壤汚染対策に関する条例制定に至った経緯もある。</p> <p>なお、天津市長の四日市市長あて書簡（2020年10月）では「特に環境保護分野の技術交流と人材育成の成果に際立ったものがあり、友好都市間交流のモデルになっています。」と述べられるとともに、友好都市提携40周年記念宣言書（2021年3月）では、環境保全の分野における実績をあげてきたことが述べられている。</p> <p>また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、現地セミナー及び受入れ研修を実施できなかったため、天津市のニーズを踏まえ「騒音・悪臭の規制や苦情対応」をテーマとした講義動画を制作することにより、環境分野における交流を深めたが、本事業受託者の事業報告書には天津市との質疑回答やアンケート結果のほか、今後の天津環境交流事業の開催方法の提言等記載し、成果を記録した。</p>

<p>② エコパートナーシップ推進事業について 吉崎海岸の保全に係る企画運営業務委託とグリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運営業務委託については、エコパートナーシップ推進事業としてエコパートナーへの公募型事業と同一の事業名のもとに展開されている。しかし、これらの委託業務は単独随意契約によっており、委託先は従来から同一団体になっていることや、委託経費の積算において公募型が実質的に直接経費のみであるのに対して、間接経費を15%認めるなど事業の形態もかなり異なっていることから別事業として整理することを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 グリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運営業務委託について、令和3年度はグリーンカーテン事業運営業務委託をエコパートナーシップ推進事業から地球温暖化対策事業に変更し、受託団体の変更と一般管理費（間接経費）の引き下げを行った。ダンボールコンポスト事業運営業務委託は令和2年度から実施しないこととした。 また、吉崎海岸の保全に係る企画運営業務委託については、地元と連携し、持続可能な形で環境保全に取り組んでいく必要があり、地元をはじめとした市民ボランティアと協働することにより、吉崎海岸の保全活動を実施することが有効であるため、「エコパートナー登録団体」である地元の市民団体に委託し、令和3年度においてもエコパートナーシップ推進事業とした。一般管理費はこれまで団体と協議して決定してきたが、令和3年度の契約にあたっては団体と協議のうえ15%とした。なお、令和4年度の委託内容を団体と協議する中でも、一般管理費の内容や見積額の内訳について協議する。</p>
<p>③ 環境保健予防事業について 幼児を対象とした環境保健健康診査（アレルギー健康相談）やぜん息予防等に関する講演会の開催などを行っている。これらの事業においては、健康福祉部やこども未来部と連携するなかで、環境部としての役割をどこまで求めていくかについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 環境保健予防事業は、独立行政法人環境再生保全機構の助成事業を活用し、実施している。環境保健予防事業のひとつである環境保健健康診査事業は、一次診査としてこども保健福祉課が実施する1歳6か月児・3歳児健康診査において、アレルギー素因児をスクリーニングし、二次診査として、アレルギー健康相談を実施している。また、ぜん息予防に関する講演会は、保育幼稚園課が同助成事業を活用し、保育士等を対象に数年にわたり実施している。このように、直接、市民との関わりをもつこども未来部、健康福祉部において、同助成事業を有効に活用し、事業展開を行うよう、環境部は、独立行政法人環境再生保全機構とのパイプ役を担っている。</p>
<p>(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク エコパートナー環境学習等業務について、事業者からの事業に係る企画提案を募集し、環境計画に沿った適当な取組みを本市の事業として選定し、当該事業を当該事業者等に委託を行っている。企画提案の募集時に、提案者から見積りを提出させているが、本市が採用した業務の委託料は、その提案見積額と同額となっていた。当課以外の関係課職員もその構成員とする審査会にて行う企画提案の審査の中で、提案見積額についても評価を行っているが、審査に外部委員を含めるなど、委託料の妥当性を検証する仕組みの構築を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月19日 受託候補者の選定後、企画提案時に提出された積算内訳書に基づいて委託金額を受託候補者と協議しているが、令和3年度は委託契約締結時においても受託者から積算内訳書の提出を受けた。また、外部委員を含める場合は報償費の予算措置が必要となるため、令和3年度から企画提案時の積算内訳書の評価方法を見直すことにより対応した。具体的には、各審査委員が積算における各項目の見積額が適切か評価できるように審査要項の評価表を一部見直した。その結果として令和3年度は令和2年度と比較し、全ての受託候補者の積算内訳書の評価が6段階評価の中で厳しいものとなった。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 外来生物防除について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 外来生物であるセアカゴケグモの生息状況について、市内3か所において調査を実施した。この結果を今後の外来生物防除に役立てるにあたっては、外来生物に対する市民の不安を助長したり、外来生物を発見したときの対処方法につき誤解を与えたりすることのないよう、その取扱いに十分注意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>市内3か所の調査結果は施設管理者に提供しているが、セアカゴケグモは市内全域に分布しており、市内3か所の調査結果を公表することで、かえって「セアカゴケグモが自分の住んでいる付近には生息していない」という安心材料とならないように、また、市民の不安を助長しないように、市のホームページやチラシ、電話応対等により、市民に対して分布状況や安全な駆除方法を丁寧に説明する。</p>
<p>イ 特定外来生物であるアライグマ及びヌートリアによる被害防除のため、チラシやポスターの作成による啓発や捕獲檻の貸出しを行っているが、特定外来生物を見つけたときにまず取るべき対処が市民にとっては分からず、不安であるという声を聴く。市民目線での誰でもできる対処方法についてもホームページやチラシなどで啓発すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月 7日</p> <p>市内全域に分布して捕獲件数が多く、タヌキなどとよく似た凶暴な性格のアライグマについては、見分け方を説明したチラシをホームページ上に掲載した。また、アライグマの被害を予防するために、野菜くずなどの家庭ごみを放置しないことや、民家への侵入防止策などの対処方法をホームページに掲載して啓発を図った。</p>
<p>② 公益財団法人国際環境技術移転センターについて【有効性の視点】</p> <p>公益財団法人国際環境技術移転センター(以下「ICETT」という。)は、本市がその一部を出資して設立された財団法人であり、市長が理事を務めている。ICETTの経営は、国からの受託収入が減少したため経費超過となって、収益状況の悪化が懸念される。本市にとっても有益となる事業をこれからも持続的に実施していけるようICETTの経営状況を見守っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年7月31日</p> <p>ICETTは本市のほか、国、三重県、独立行政法人国際協力機構(JICA)等から業務を受託しているが、ICETTの収入の大半は運用収入となっているところである。市長が理事を務めるほか、環境部長が評議員を務め、事業方針や財務状況等を確認することにより、経営状況を見守っていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク</p> <p>当課の職員のうち当課勤続年数が3年未満の者が7割を占めており、環境という高度の専門性を有する職務内容と、これから中核市を目指していく中での人材育成を考えると、経験や知識技術が不足しているのではないかと懸念される。計画的に人材育成を行うとともに、その計画について人事当局に示すことにより人材の確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>人事当局へ当課として増員を要望するとともに、環境行政の経験のある再任用職員の配置を要望した。</p> <p>業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担を変更するとともに、会議等で情報共有を図るよう努めている。また、環境省の研修等に参加し、専門知識や環境モニタリング技術等を習得できるよう努めている。</p> <p>中核市への移行を見据えては、当課と三重県との人事交流により、職員が専門的な知識や業務遂行のためのノウハウ等を学ぶとともに経験を積んできた。令和3年度は前年度まで県の環境行政担当部署に派遣されていた職員が当課に配属となり、大気水質係1名増として体制強化を図っている。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は2人となり、前年度と比べて4人減となった。今後も課内での協力体制の充実などを呼びかけるとともに、毎週水曜日は朝礼において、ノー残業デーの徹底を呼び掛ける。また、特定の職員に業務が集中しないように業務分担の見直しを随時行い、業務改善による時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は、時間外勤務の縮減に努めているが、新型コロナウイルス感染症対策室への職員の転出、職員の保健所兼務及び保健所応援動員等により、令和2年度に比べて増加する見込である。引き続き、ノー残業デーの徹底や年休取得の呼び掛けを行うとともに、業務改善等による時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 環境対策の推進について【有効性の視点】 本市が更に先進的な環境都市となるため、他都市の取組事例なども研究して、低炭素社会の実現に向けた様々な施策を強力に推し進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 他都市の取組事例などを研究し、地球温暖化対策として令和3年度から県下で初めて「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」(略称ZEH〔ゼッチ〕)の補助を行うこととした。第4期四日市市環境計画(2021～2030年度)に基づき、引き続き、気候変動への対応や環境教育等に取り組んでいく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日 国の地球温暖化対策計画の改定(令和3年10月)、改正地球温暖化対策推進法(令和3年5月)に基づく再生可能エネルギーの利用促進に対応するため、令和4年度において、第4期四日市市環境計画(地球温暖化対策実行計画)の見直しを行うこととした。今後も環境計画に基づき、気候変動への対応等に取り組んでいく。</p>
<p>② 水質汚濁、騒音等に係る監視及び指導について 【住民福祉の向上の視点】 法に基づいて水質汚濁等に係る監視及び指導を行っているが、法で定められた規制値を超える水を排出した者に対しては引き続き厳正に対処すること。また、音、振動、臭いに敏感な社会になってきており、騒音、振動、悪臭に対する改善策については、他の関係する外部機関や市内部の部局との連携を図り対処すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 環境法令に基づき、事業者に対する監視及び指導を行っているが、水質汚濁防止法に基づく排水基準を超過する排水を排出した工場や事業場については、法に基づき引き続き厳正に対処していく。また、騒音、振動、悪臭に対する相談が市に寄せられた場合には、現地確認を行うとともに、必要に応じて関係部局や関係機関と連携しながら指導等を行っていく。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 四日市公害と環境未来館
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月 9日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>① 人材確保、人員配置について 事務的なミスが散見される。小さなミスが重なると大きなミスにつながり、加えて市民からの信頼を損ねることにもなりかねない。運営に支障のないよう適切な人材確保、人員配置について対処すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>定期監査後、実務研修を実施し当面の業務を適正に実施するようにしたうえで、適正事務実施が組織の抜本的な課題である旨人事当局と調整した結果、令和3年4月に庶務事務に精通した職員が配置された。</p>
<p>② 事務の引継ぎについて 土日、祝日が開館日であり、職員の週休日が異なることから全員が顔を合わせるのは週に2日間である。引継ぎを正確に行い、事務的な不備が起こらないように留意すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>毎週水曜日を出勤指定日とするとともに、主要な会議の概要等を朝礼で報告、ホワイトボードへの書き込みをするなど情報の共有に努めた。</p>
<p>③ 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>令和2年7月から年度末まで正職員5名中2名が病欠、1名が産休という状況であった。決裁時のチェックでミスがあったときは担当者に注意を促して、ミスの再発防止に努めた。適正な事務実施が組織の抜本的な課題である旨人事当局と調整した結果、令和3年4月に庶務事務に精通した職員が配置された。</p>

<p>(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク</p> <p>① エコパートナー環境学習等業務委託について エコパートナーは市民や環境団体からなるため、提出書類の不備が散見される。ホームページの提出書類の書式に書き方の見本や解説を記すなど分かりやすいように明示をすること。また、書類作成の前には書き方の説明を行うこと。提出時には書類の確認をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日 書類不備の原因は行政側の説明不足も要因になっていることから、令和3年4月3日のエコパートナーミーティングの際にポイントを整理した資料を準備し、説明を行った。</p>
<p>② エコパートナー環境学習等業務委託について ア 前回監査の意見に「大半が設けた上限金額で契約しているが、契約額の妥当性を明確にするため証拠書類の確認をすること」とあり、対応状況では「実施内容及び予算案を精査し、事業実施後、抜き打ちで領収証の提出を求める」となっている。適正な事業の経費となっているか、委託価格の妥当性について検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日 業務委託の見積価格の適正さの確認については、令和3年4月3日に開催したエコパートナーミーティングで、事業費用等と制度の説明を行った。また、提案事業を審査委員会にてしっかりと事業内容と適切な見積書かどうかを審査してもらっている。また、今後もエコパートナー（受託者）に支出関係書類の保存をしてもらい、抜き打ち検査も継続していく。</p>
<p>イ エコパートナーの登録件数を目標と掲げているが、団体数の目標が不明瞭である。団体数よりも環境に対する啓発等業務の効果が出るよう、登録団体の質の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日 エコパートナーの団体数については、令和3年4月策定の第4期四日市市環境計画で目標を変更した。 また、エコパートナーの質の向上については、市の基本方針である上記計画の正しい理解と他団体の活動の状況の共有が必要であるとの認識のもと、令和3年4月3日に開催したエコパートナーミーティングで説明を実施した。 なお、エコパートナーの登録団体目標を第4期四日市市環境計画で100団体から55団体に変更した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 職員配置が厳しいなか事務の効率的な実施に努め、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う見学団体の減少による事務負担の減少により時間外勤務時間を年間360時間以内に抑えることができたが、年次有給休暇の取得については、十分な成果が上がっていないことから計画的な年次有給休暇の取得に向けた取組みを行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 事務の効率化に努め、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う見学団体の減少による事務負担の減少もあり、時間外勤務時間を年間360時間以内に抑えることができる見込みである。 (多い順) 令和4年1月31日時点 ①職員A 187時間 ②職員B 41時間 年次有給休暇の取得についても、効率的な職員の業務配分により取得もしやすくなった。 (多い順) 令和4年1月31日時点 ①職員A 30日 ②職員B 17日 ③職員C 10日</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 来館者アンケートの活用について【住民福祉の向上】</p> <p>来館者にアンケートを取っているが、再度の来館につなげるための仕組みが必要である。また、環境問題に関心がある来館者のアンケートには、施策のヒントとなる意見をいただけるように自由記述的な所を充実させることなど、アンケートの内容を工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>現在、アンケート内容について検討中であり、令和3年度に開催する企画展に合わせてアンケートの内容を見直し、利用者のニーズを把握できるように努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年10月1日～10月31日まで開催した企画展「わたしたちのくらしとごみ」において、子どもでも分かりやすいよう展示とアンケート内容を工夫した。アンケートの意見は令和4年度以降の企画展に繋げられるようにするとともに、内容も回答しやすく分かりやすいものとなるよう考慮していく。そしてアンケートから得た意見も元に、誰にでも理解しやすい展示内容となるよう心掛ける。</p> <p>次年度以降の来館者についても、展示内容が陳腐化しないよう令和4年度に一部展示のリニューアルを実施し、リピーターの確保など来館者の増加に努める。</p>
<p>② 企画展の観覧者数について【有効性の視点】</p> <p>観覧者数の目標を5,000人以上と見込んでいたが、実績は1,973人であった。見込みが減であったことの原因を分析することにより、今後多くの観覧者が興味のあるような企画展につなげていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>観覧者が興味をひくように内容を工夫するため、企画展を受託する業者とも毎月1回以上打ち合わせを行った。観覧者が何かに「気づき」、何らかの行動に繋がられるような企画展になるように取り組みを行い、令和3年度「わたしたちのくらしとごみ展」を9月に開催することを決定した。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>観覧者が興味をひくように内容を工夫するため、企画展を受託する業者とも毎月1回以上打ち合わせを行った。観覧者が何かに「気づき」、何らかの行動に繋がられるような企画展になるように取り組みを行い、令和5年度の企画展につなげていく。令和4年度は、四日市公害判決50年の区切りとして企画展を予定しているが、誰が観覧しても分かりやすいものにしていく。アンケートは基本的に分かりやすい内容を求めており、今後ともご意見をお聞きしながら開催していく。</p> <p>令和3年度企画展「わたしたちのくらしとごみ」 来館者数 1,563人 この企画展は小学校低学年の児童でも理解できるような内容とした。</p>

<p>③ SDGs（2. 飢餓を0に 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）を基本とした食品ロスの取組みについて【SDGsの視点】</p> <p>「私たちの暮らしとごみ展」の企画展を計画しているが、SDGsを基本とした食品ロスの取組み等を環境部局が火付け役となり、ブームを起こしていくように補完すること。</p> <p>※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 1日</p> <p>令和3年度企画展「わたしたちの暮らしとごみ展」においてSDGsの視点も踏まえ食品ロス、クールチョイス、海洋プラスチックなど様々な切り口から展示を組み立て、身近な環境課題を「自分ごと」として理解し、その後の各自の生活のなかで何か取り組んでいけるような展示になるよう工夫した。</p>
<p>④ 四日市公害に関する資料の収集、保管について【有効性の視点】</p> <p>ア 公害に関係する資料を収集し、デジタル化することは、公害の記憶が薄れないために重要な役割である。資料の収集とデジタル化について積極的に予算要求をし、公害資料の公開を進めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 31日</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、公害に関係する資料の収集とデジタル化などの適切な保管に努めるとともに保管資料を研究者等が特別利用できるような制度設計を行った。</p>
<p>イ 大学など研究機関との連携については講座開催の補助にとどまらず、公害関係の資料の収集や調査についても検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月 31日</p> <p>令和2年度から3年度まで、提携大学側とは新型コロナウイルス感染拡大防止のため大学と連携した講座や展示などの実現が出来ていない状況であることから、今後も大学などの研究機関と協議し、具体的に連携するように努める。資料研究も同様に努力する。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月 31日</p> <p>令和2年度から3年度まで、提携大学側とは新型コロナウイルス感染拡大防止のため大学と連携した講座や展示などの実現が出来ていない状況ではあるが、大学などの研究機関と協議し、令和4年度は、協働事業を進めていく。一例では、7周年記念講演会で三重大学大学院教授に講演いただく予定である。</p> <p>その他、資料の収集や調査に関する事業については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、その状況にも左右されるが、講座形態をオンライン講座等にするなど開催できるように努める。特に夏休みを中心に連携講座は開催しているので、当館から提案していく。</p>

<p>⑤ 企画展への財団等助成金について【経済性の視点】</p> <p>企画展の開催に際し、公益財団法人岡田文化財団2019年度助成金を申請したものの申請額の2分の1となったが、助成対象経費の精査をし、満額でなかった理由を分析することで今後満額になるように努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>財団への応募が多かったことから配分が少なくなったが、企画展の内容をオンリーワン企画とするなど工夫をすることで助成金の満額確保に努めることとする。</p>
<p>⑥ プロポーザルによる契約について【有効性の視点】</p> <p>当館の運營業務の予算の半分以上をプロポーザルにより委託している。環境学習事業の運営委託等業務内容の把握のため、事業者と密に連携を取ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度の企画展「四日市公害判決50年事業」を申請し、要望額の2分の1である100万円の助成が決定した。今回は推薦状を前市長の田中氏からいただき満額助成を目指したが、令和4年度も要望額の2分の1であった。2分の1になった理由は公表されておらず不明であるが、財団側が一定のルールに則って決定している可能性があり、市立博物館も同様の対応となっている。今後も引き続き、助成金の満額確保に努めるとともに、助成金申請のあり方についても検討を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>新型コロナウイルス渦のなかで環境学習に対するニーズが変わっている面があることから、実施予定の講座内容について市民のニーズの変化に見合うものとなるよう月に1度の調整会議のなかで意見交換を実施している。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 主要事業の目標設定のリスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の件数確保のために審査が甘くなっていないか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 指標とするエコパートナー登録件数目標は100団体であり、実績は53団体である。達成目標と現実の乖離が大きく登録を増やすため委託事業等の審査の緩みが危惧される。現実的な登録件数とすることが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>エコパートナーの登録団体数については、令和3年3月策定の第4期四日市市環境計画で市内の環境活動を行う団体の上限を見極め、100は無いと判断し、目標を55団体に設定することとした。</p> <p>毎年、団体の解散などによる脱退や新規登録があるが、エコパートナーの登録数は現時点は57団体である。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>エコパートナーの登録団体数については、令和3年3月策定の第4期四日市市環境計画で市内の環境活動を行う団体の上限を見極め、100は無いと判断し、目標を55団体に設定することとした。</p> <p>毎年、団体の解散などによる脱退や新規登録があるが、エコパートナーの登録数は現時点は55団体である。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 生活環境課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月 9日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
事務処理誤りについて【合規性の視点】 事務処理誤りが17件と多く、基本的な誤りも散見される。事故にもつながりかねないため、内部統制の体制を整備して内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 2年10月21日 会計事務の手引き等を職員全員に回覧し、正しく事務処理を行うよう周知を図った。また決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員の適正配置と人材確保について 管理業務の人員数が少なく、勤務時間内は調査・住民応対等で多忙のため、時間外勤務も多く、すべての業務に手が回らない実態がある。また、職員構成について、在職年数が長い職員1人の他は年数が短い職員が非常に多く、在職年数が長い職員に業務負担が偏ったり、その経験知識に頼ったり、蓄積されたノウハウがうまく継承できない部分がある。所属全体で134人と巨大な組織であり、組織・機構改革も進めるとともに、引き続き人事当局に経験や専門知識の持つ職員の必要性を説明し、人材確保に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。 また労務管理を適正に行うことができる職員数、かつ事業を一元化することで効率的に業務を遂行できる組織づくりのため、令和4年度に向けた組織機構見直しを行っている。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月21日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。 また組織・機構の見直しにより、ごみ収集・処理部門を中心とした環境事業課が設置されることにより、労務管理上適正な規模の人員配置となる予定である。また課内の業務内容が明確となり、担当業務に集中できる環境となることを見込んでいる。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度の時間外勤務が360時間超の職員は7名いるものの、課全体の一人当たり年間平均時間外勤務は、令和元年度より減少している。(令和元年度：350時間 → 令和2年度：315時間) 今後も業務分担及び業務内容の見直しによる効率化を図り、また働き方改革推進本部の通知に基づき朝礼での声かけや職員同士の働きかけにより時間外勤務時間の縮減を図る。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和3年度上半期の課内総時間外勤務時間数が1,900時間(令和2年度上半期：2,078時間)と前年より減少した。引き続き業務内容の見直しなど効率的な業務遂行を心掛けるとともに、職員間での声かけなどにより時間外勤務時間の縮減を図る。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 公衆浴場助成費補助金について【有効性の視点】 公衆浴場の確保を図るため、法令に基づき、市内4か所の公衆浴場に対し補助金を支出しているが、補助金支出の明確な根拠となる公衆浴場の必要性や需要の程度を十分掌握すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 6月30日 平成31年1月の厚生労働省通知「一般公衆浴場への適正な優遇措置等について」に基づき適正な優遇措置を受けられるよう条件を満たした公衆浴場のみに水道料金を対象に補助金を支出している。 経営者の高齢化などにより年々対象施設が減少しているものの、継続的な利用者があることから、市民の浴場利用機会の確保、公衆衛生の向上及び健康の増進に必要な環境を維持するため事業者への補助は必要と考える。</p>

<p>② 旧慣墓地の管理について【効率性の視点】</p> <p>地域の数ある旧慣墓地については、登記簿上の所有者は市となっているが、実質的な管理運営は、旧来の慣行により地域の自治会や墓地管理組合が行っている。しかし、職員による現地実査も数量が多いために苦慮しているような状況であり、適切な管理実態とはなっていないので、将来の管理運営方法について方向性や方針を立てること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日</p> <p>旧慣墓地は墓地開設当初より自治会、管理組合等が経営し管理してきたが、法人格のない団体が所有権登記を行うことができないため、戦後土地の所有権が市に帰属されたものである。</p> <p>そのため現状は、旧来の慣行に基づいて各地域でそれぞれ管理されており、市が管理する公の施設としての霊園ではないことから、管理運営方法に係る方向性を定めることについては慎重な判断が必要と考える。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>前回記載のとおり、旧来の慣行に基づき長年地域の墓地として管理されてきた実績があり、かつそれぞれの団体の管理方法が確立されていることから、市が主導で統一した管理運営方針を立てるのであれば、長期的に計画を立て細やかな調整を行うことが必須と考える。そのため、引き続きよりよい方法を模索していく。</p>
<p>③ 北大谷霊園の維持管理について【合規性の視点】</p> <p>北大谷斎場と北大谷霊園の管理運営業務を併せて委託している。霊園における共有部分の除草や通路の水はけなど維持管理に不十分なところが見受けられるので、委託業者に対する牽制をしっかりと行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 7月 9日</p> <p>従前より市職員も定期的に現地確認を行って不具合があれば委託業者へ確認及び改善を申し入れているが、委託契約外の部分は市が直接対応している。今後も不十分な箇所を発見した際には委託業者へ速やかな対応を求める。</p>

<p>④ 無縁墓の整理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>市営霊園のうち、富洲原、富田、塩浜の3霊園については、使用者が不明となっている墓が数多く存在し、実態調査を進めているとのことであるが、多死社会に向けて、全市的な調査を本腰を入れて進めること。また、そのうえで使用者が判明しない無縁墓については、人間の尊厳に関わることもであり、心のこもった無縁改葬の手法を検討しておくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>使用者の調査については現在も墓地敷地内に看板を設置し使用者への申出及び承継手続きを働きかけている。</p> <p>また無縁墓の改葬を実際行うにあたっては死者の尊厳の問題、権利関係など配慮すべき点が多くあり、まずは他市町で実際行われている手法について研究を行う。</p>
<p>⑤ 墓地埋葬法に基づく埋火葬について【効率性の視点】</p> <p>引き取り手のない遺体の埋火葬業務については、件数は少ないものの、個々の事案ごとに、引き取り手を調べる戸籍調査業務、引き取り依頼や委任状取得等の業務、遺体の安置から埋火葬に至る業務等、職員の負担は大きく、また、今後業務量が増えていくことが予想される。行政として、今のうちに対策を考える必要がある。業務の効率的な仕組み作りや、当業務を担うべき部局や業務分担のあり方について検討し、職員の働き方改革につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>使用者の調査及び現使用者への承継手続きについては、引き続き働きかけている。</p> <p>無縁墓の改葬については、改葬先の納骨施設の用意なども必要であるため、現在推進計画により進めている合葬墓の整備とともに他市の実績及び改葬に至るまでの手法を引き続き研究していく。</p>
<p>⑥ し尿処理経費について【経済性の視点】</p> <p>豊田市、岐阜市、金沢市に比較して処理量1トン当たりの経費が高い。調査により、理由の検証を行うこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日</p> <p>この業務については年々件数が増加しており、調査時間及び手間のかかる案件も多く対応に苦慮しているところである。今後、他市町の状況を調査するなどし、効率的な業務遂行に向けて検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>他市町から得た調査状況でも、当市と同程度の親族の調査を行っており、また死亡の状況によっては親族が火葬を行うこともあることから、効率性のみを重視し調査を省略することは困難と考える。</p> <p>今後は、先進地を参考に当市における事務要領を作成し、効率的な仕組みを構築していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年11月19日</p> <p>金沢市においては収集業務を許可制としており、市の負担する経費は処理に係る部分のみとなっている。また、豊田市・岐阜市においては収集業務を直営及び委託で実施しているが、浄化槽汚泥も含めた全体の処理量におけるし尿収集量の割合が当市に比べ低い。浄化槽汚泥の収集に関しては両市とも許可制であるため収集にかかる市の経費は発生しない。このことから収集に係る経費部分で差が生じていると考える。</p>

<p>⑦ 廃棄物処理施設整備等基金について 約15年後、クリーンセンターの大規模改修工事を行う必要があり、長期的な基金積立等の財政計画を検討していくこと。</p>	<p>【未措置】 令和3年7月31日 クリーンセンターをはじめ他施設の老朽化状況も踏まえ、今後の整備予定を策定したうえで、長期的な積立計画の検討に着手していく。</p>
<p>⑧ 不用額について【効率性の視点】 ア 多くの事業について、不用額が生じている。予算編成においてできる限り正確な執行額の把握に努め、不用額の減少に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年1月31日 クリーンセンターをはじめ所管する施設の老朽化状況及び今後の整備計画を踏まえ、中長期的な積立計画について検討を進めていく。</p>
<p>イ 「し尿収集業務委託、し尿等転送業務委託」において、予算額2億6,400万円に対し、契約額2億4,800万円と1,600万円の不用額を生じている。適正な予算編成を行うため、予実分析を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和3年7月31日 当課事業は年毎に取扱件数や処理量に波があるため、執行額の把握は行っているものの幅をもたない予算要求に踏み切れないところである。今後とも執行額を注視し、不用と判断でき次第速やかに減額補正を行っていく。</p> <p>【措置済】 令和4年1月14日 令和3年度予算について、執行状況及び今後の見込を注視し、工事の入札差金など理由が明らかな事業に加えて、報酬、旅費など予算要求時と実績に差が発生しているものについて減額補正を行った。また、令和4年度予算要求においても、実績のみならず今後の状況の変化見込等を踏まえた積算に努めた。</p> <p>【措置済】 令和3年4月1日 令和2年度においては予算額2億7,115万円に対し契約額2億7,104万円、令和3年度においては予算額2億7,648万円に対し契約額2億7,643万円となっている。今後も状況を見極めた適正な積算を心掛ける。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）</p> <ul style="list-style-type: none"> 分任出納員を施設に配置していないため、現金等管理上のリスクはないか。 <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ クリーンセンターでは、小口現金（犬猫処分料用）を取り扱っているが、現在、現金出納員となる管理職が常駐せず、再任用職員の現金取扱員が日々の現金出納を確認しており、月末にまとめて出納員（課長）が確認をしている状況である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度、クリーンセンターに管理職は不在であったが、管理職経験のある再任用職員は常駐しており、担当者とともに日々厳正な確認を行うなど、現金の取扱いにおけるリスクを回避してきた。</p> <p>また、令和3年度は再び管理職の再任用が配置されたことに加え、実務においてもこれまで同様の確認作業を継続し、一層のリスク回避に努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和2年度、クリーンセンターに管理職は不在であったが、管理職経験のある再任用職員は常駐しており、担当者とともに日々厳正な確認を行うなど、現金の取扱いにおけるリスクを回避してきた。</p> <p>また、令和3年度は再び管理職の再任用が配置されたことに加え、実務においてもこれまで同様の確認作業を継続し、一層のリスク回避に努めている。</p>

<p>(5) 不法行為対応のリスク（不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不法投棄及び資源物持ち去りへの対応については、個々の通報に対応しきれないリスクはないか。 <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p>	
<p>△ 不法投棄への対応について</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反者には罰則（懲役、罰金）が適用される。不法投棄物の内容を確認し、行為者が特定できる場合のみ、悪質なものは警察に通報し、合同で現場立ち合いを行い、行為者に指導等を行っている。市民からの個々の通報への対応を適切に行う必要がある。</p> <p>(令和元年度実績)</p> <p>警察への通報 3件、顛末書提出 0件、電話注意 8件、文書注意 6件</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>不法投棄対策については、不法投棄多発地点を中心に巡回パトロールの実施や監視カメラを設置するとともに、自治会等からの要望に対し啓発看板の提供を行うなどして抑止に努めた。</p> <p>また、市民からの個々の通報等に対して現場確認を行い、状況に応じて投棄物の回収や警察、三重県と連携して関係者からの聞き取りを適切に行った。その内容や行為者への指導等の対応状況をシステムに入力し、進捗管理や情報の蓄積を行った。</p> <p>令和2年度には四日市市を美しくする条例を改正し、不法投棄禁止及び悪質なケースについて行為者の氏名等を公表できることを明確化した。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>不法投棄対策については、従来より不法投棄多発地点を中心に巡回パトロールの実施や監視カメラを設置するとともに、自治会等からの要望に対し啓発看板の提供を行うなどして抑止に努めている。令和3年度においても監視カメラ4台の増設を予定している。</p> <p>また、市民からの個々の通報等に対して現場確認を行い、状況に応じて投棄物の回収や警察、三重県と連携して関係者からの聞き取りを適切に実施し、その内容や行為者への指導等の対応状況をシステム入力することにより進捗管理や情報の蓄積を行っているが、これについても引き続き実施していく。</p>

<p>△ 資源物持ち去りへの対応について 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、違反者には20万円以下の罰金が科される。委託パトロールにより、重点箇所を割り出し、警察と連携して張り込みを行い、告発も行っている。民間の警備会社にパトロールを委託しているが、個々の通報への対応を適切に行う必要がある。 (令和元年度実績) 指導 7件、警告書発布 6件、禁止命令書発布 6件、告発 6件</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日 以下のとおり、個々の通報への対応を適切に行った。 当課に電話、ファクス、電子メール等で通報があったすべての事案を記録するとともに、持ち去られた資源物の種類や持ち去った者の風貌、人数、使用車両などについて、情報の蓄積を行った。また、毎週火曜日の午前8時30分から、委託事業者と打合せを行い、パトロールの状況等の報告を受けるとともに、個別のケースを取り上げて、パトロールの強化や資源物集積場における張り込みの実施など、地域や行為者の特性など、状況に応じた対応の検討を行った。 これらを踏まえて、現地に職員が直接赴き、自治会長や通報者、地区市民センターなどへの聞き取りなどを行うとともに、委託事業者はもとより、警察とも連携しながら地域のパトロールや資源物集積場における張り込みを実施するなど、資源物を持ち去られないよう施策を講じた。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日 個々の通報への対応については、上記のとおり引き続き適切に行っている。 これらの取り組みに加えて、紙類や金属類などを資源化する事業者に対して、資源物を持ち去った者から買い取りを行わないよう、職員が個別に事業者を訪問し、文書で協力を依頼するといった取り組みを行っている。 また、持ち去り行為を常習的に行っている者に対して、罰則を強化する内容などを盛り込んだ「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正案を、令和3年度2月定例月議会に上程することを検討するなど、より一層、資源物を持ち去る行為を防止する取り組みを進めている。</p>